



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

上場会社名 株式会社ビー・アールホールディングス
代表者 代表取締役社長 藤田 公康
(コード番号 1726)
問合せ責任者 取締役管理本部長 山縣 修
(TEL 082-261-2860)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、定款の一部変更が承認され監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、総会後の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」いわゆる「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせします。

改定後の内容は下記のとおりです。(改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システムに関する基本方針

1. 当企業集団の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当企業集団の企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、「B r グループ企業行動基準」を定める。
- (2) 当社は、企業集団全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図るため、当社社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、定期的に開催する。
- (3) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、企業集団のコンプライアンス統括部署を社長室に置く
- (4) 当社は、当企業集団のコンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部窓口を含めた社内通報システムを整備し、公益通報者保護規程等に基づき適切に運用する。
- (5) 当社は、当企業集団の反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

2. 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当企業集団は、各社取締役会規程に従い、法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録を作成して保管し、その他の取締役の職務執行に係る情報については、文書規程およびセキュリティ

イー規程に基づき管理し、情報の取扱い、保管、セキュリティーに関する適切な運用を図る。

3. 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当企業集団のリスク管理について定めるリスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
- (2) 当社社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理事項について問題が発生した場合は、速やかにその評価を行い、各関係部署と連携し改善策を策定するとともに、遅滞なくステークホルダーへ開示される措置を講じる。また、不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当企業集団は、定例の取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期事業計画を策定し、企業集団の事業年度ごとの予算を立案し、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- (3) 当社は、事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、月1回経営会議を開催し、企業集団の経営数値の進捗管理および適正な修正を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、グループ行動基準と関係会社規程を定め、これに沿って整合性をもった諸規程の整備を子会社各社に求め、必要に応じてモニタリングを行う。
- (2) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とする。
- (3) 当社と子会社との取引または子会社間の取引については、第三者との取引と比較して著しく乖離しないようにし、必要に応じて専門家等に確認する。
- (4) 当社は、当社の取締役または従業員を子会社の取締役および監査役に相当人数を就任させ、定期的に開催する取締役会に出席させ、その営業成績、財務状況その他重要な情報について監視する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制の整備・運用を図る。
- (2) 内部監査室は、定期的かつ継続的に、その有効性を評価し、社長、監査等委員および取締役会に報告する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の体制と当該使用人の取締役からの独立の確保

- (1) 監査等委員は、内部監査室およびその他の使用人に対し、業務補助を行うよう命令できるものとする。また、職務の遂行上必要な場合、監査等委員が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。
- (2) 監査等委員の職務を補助する使用人の任免・評価・賃金等に関しては、予め常勤監査等委員の同意がなければならないものとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 企業集団の取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とともに、重要な議事録、稟議書等の閲覧をすることができる。
- (2) 当社の監査等委員が必要と判断した時は、当企業集団の取締役、監査役または使用人等に対して説明、報告を求めることができる。
- (3) 社内通報に関する規程を定め、適切に運用することにより、監査等委員への適切な報告体制を確保する。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や対処すべき課題等について、意見または情報の交換ができる体制とする。
- (2) 内部監査室は、監査等委員への連絡会議を隨時開催し、企業集団の取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員が報告を受けることができる体制とする。
- (3) 監査等委員は会計監査人と隨時会合を持ち、意見交換を行う。
- (4) 監査等委員の職務の執行によって生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、またはその他職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに処理をする。

以 上